

全建労発第89号

平成24年2月22日

各都道府県建設業協会長 殿

社団法人 全国建設業協会

会長 浅沼健一

(公印省略)

建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

日頃より、当協会の運営につきましてご協力賜り深謝申し上げます。

さて、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)では、建築物等の解体等を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

このたび、建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底について、厚生労働省より別添の通り、周知依頼がありましたので貴協会会員企業に周知方よろしくお願い申し上げます。